

# 緊急輸送道路等に面し、一定条件に該当する建築物に耐震診断の実施と結果の報告が義務付けられました

## ◇緊急輸送道路等とは？

地震時における「円滑な避難」「救急・消防活動の実施」「避難者への緊急物資の輸送」「防災拠点を相互に連絡」等を円滑に行うため、高速道路、国道、県道、市町村道等で地震時に通行を確保すべき重要な道路のことです。

## ◇緊急輸送道路等に面する建築物は何をするの？

過去の大地震で倒壊した建築物が、緊急輸送道路等を塞いでしまい、避難や救急・消火活動、緊急物資の輸送などの妨げとなり、二次災害を発生させました。

こうしたことから、平成25年に一部改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」によって、**市町村が指定する道路沿い（緊急輸送道路等）**で、一定条件に該当する建築物は、耐震診断実施と診断結果の報告が**義務づけられました**。

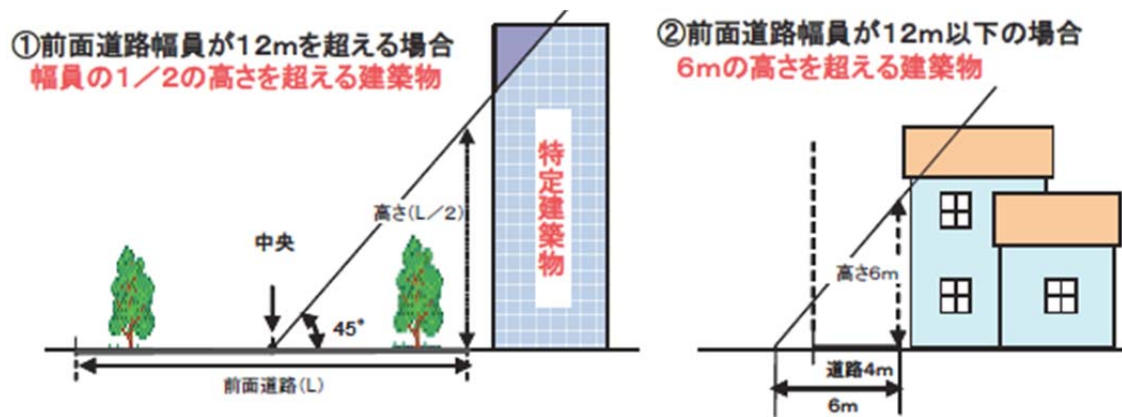


財団法人消防科学総合センター  
災害写真データベースより

## ◇一定条件に該当する建築物とは？

昭和56年5月末日以前に工事着工した建築物で、倒壊した場合に道路を半分以上閉塞する恐れのある建築物（下図参照）のことです。

### ◎ 耐震診断の対象建築物（避難路沿道建築物）



- ①前面道路幅員が12mを超える場合 …… (前面道路(L)/2+道路までの距離(X)) m 以上の高さの建築物  
②前面道路幅員が12m以下場合 …… (6+道路までの距離(X)) m 以上の高さの建築物

## ◇耐震診断とは？

建築物が持っている耐震性を確認することです。

昭和56年5月以前に着工した建築物は耐震性が不足している可能性があります。

## ◇耐震診断はいつまでにする必要がありますか？

市町村が道路を指定した際、併せて報告期限も定めております。

報告期限 平成31年3月31日

## ◇報告した耐震診断の結果は公表されますか？

報告された耐震診断結果については、その建築物が地域に及ぼす影響が大きいことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき公表することとなります。

なお、報告を頂けない場合は、一定期間の督促を経たのち、診断の実施についての命令が行われ、その状況も公表されることとなります。

## ◇耐震診断に対する補助制度は？

道路を指定した市町村では、耐震診断の費用に対する助成制度を設けております。

また、国の耐震対策緊急促進事業（平成30年度までの予定）による助成制度も設けられておりますので、併せて活用することが可能です。

なお、補助金の申請については、事前に申し込みが必要となりますのでご注意ください。（実施済の診断費用や実施中の診断費用は対象となりません。）

申し込みなどについては、お住まいの市町村（建設関係窓口）にお問い合わせください。

## ◇耐震診断の結果、耐震性が不足している場合は？

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された場合、耐震改修への取組を考えてください。

（法律の改正により、住宅や小規模建築物についても耐震改修についての**努力義務**が規定されました。）

## ◇耐震設計に対する補助制度は？

緊急輸送道路等に面し、耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された建築物の設計費用に対する助成制度を設けている市町村があります。

なお、補助金の申請については、事前に申し込みが必要となりますのでご注意ください。（実施済の設計費用や実施中の設計費用は対象となりません。）

申し込みなどについては、お住まいの市町村（建設関係窓口）にお問い合わせください。

## ◇耐震改修等に対する補助制度は？

建築物の改修費用や除却費用についても助成制度を設けている市町村があります。

なお、補助金の申請については、事前に申し込みが必要となりますのでご注意ください。（実施済の改修設計費用等や実施中の改修費用等は対象となりません。）

申し込みなどについては、お住まいの市町村（建設関係窓口）にお問い合わせください。